



(主税局HP)

# あなた と 都税

4月号  
2026  
(令和8年)  
第676号

今月の特集は

## 宿泊税改正条例案が可決されました



「あなたと都税」は次号からリニューアルします  
詳細は4面をご覧ください

写真：滝山台見晴公園（八王子市）の桜

**4月** 当初は評価証明・名寄帳申請窓口が**大変混雑**します

混雑時期・混雑時間を避けてご来所いただくか、  
電子申請・郵送申請をご活用ください。

※媒介契約書の特約事項に基づく固定資産評価証明等の交付申請は、  
電子申請・郵送申請ではお取り扱いできません。

※23区内の固定資産（土地・家屋）

電子申請・郵送申請



窓口混雑状況



電子申請・郵送申請

4月から固定資産税における土地・家屋の価格などがご覧になれます(23区内)

●縦覧できる方

令和8年1月1日現在、

- ①23区内に土地や家屋を所有する納税者の方
- ②納税者から縦覧することについて委任を受けた方

●縦覧期間

4月1日(水)から6月30日(火)まで(土・日・休日を除く。)

●必要書類

上記①②の方：本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカードなど）  
上記②の方：代理人であることが確認できる書類（委任状など）

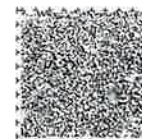
●縦覧できる場所・お問合せ先

土地・家屋が所在する区にある都税事務所  
(23区外の縦覧制度については各市町村に  
お問い合わせください。)

●縦覧時間

午前8時30分から午後5時まで

必要書類等の詳細は  
こちらからご確認ください。



音声コード

# 特集

## 宿泊税改正条例案が可決されました

ツクちゃん ノンちゃん



令和8年第1回東京都議会定例会にて東京都宿泊税条例の一部を改正する条例案が可決されました。見直しの内容について分かりやすく解説します。

### いつから変わるの？



条例案が可決されたから、すぐに制度が変わるの？



宿泊税を改正するためには、総務省との協議を経る必要があるんだ。こうした手続きを経たうえで、都は令和9年度の施行を目指しているよ。

### なぜ見直したの？

観光施策のための財源を確保するため創設された宿泊税は、旅行客の受入環境の整備や観光プロモーション、新たな観光資源の開発などといった観光施策を財政面から支えてきました。制度創設から20年以上が経ち、旅行客が増加したことなどによる行政需要の増大や、多様な宿泊施設の登場、宿泊料金の変化など、とりまく環境が大きく変化していることから、「使いみち」「課税のあり方」などを見直すこととしました。

### どう変わるの？

令和8年度の主な使いみちは次のページを見てね!



#### POINT 1 宿泊税の使いみちを明確化

使いみちの範囲を、都の観光施策に関する計画に基づく施策とすることを明確化します。

#### POINT 2 課税対象の追加

施設の種別を問わず負担頂くため、簡易宿所、民泊(新法民泊、特区民泊)の利用も課税対象に追加します。

#### POINT 3 課税免除基準額を引き上げ

課税免除基準を、現在の一人1泊10,000円未満から 13,000円未満へと引き上げます。

#### POINT 4 課税方式を変更

- ・税負担能力に対する公平性、宿泊料金の設定に対する中立性、税率の簡素な制度という観点から、課税方式を定額方式から 定率方式 (宿泊料金に一定の割合を乗じた金額を税額とする方式) に変更します。
- ・税の負担率について、他都市の状況等も踏まえ、3%とします。

現行

10,000円以上 15,000円未満	100円
15,000円以上	200円

※一人1泊当たりの宿泊料金

改正後

宿泊料金の3%

※一人1泊当たり  
※13,000円未満は課税免除

#### POINT 5 申告納入の手続の簡素化

申告納入の手続について、3か月に一度の申告とする特例申告の要件を緩和します。



音声コード



## 令和8年度の宿泊税の使いみち(概要)

宿泊税は、国際都市東京の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てられます。令和8年度当初予算における観光産業の振興に係る主要事業の経費は、376億円であり、そのうち次のような施策の財源に宿泊税が使われます。

分野	充当額	充当事業例
観光と生活の調和に向けた取組	20億円	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ TOKYOクリーンアップムーブメント 11億円</li> <li>■ 訪都旅行者への「ごみの持ち帰り」啓発事業 3億円</li> <li>■ 地域の生活と調和した観光推進事業 2億円</li> <li>■ 地域と連携した街の清掃美化推進事業 2億円</li> <li>■ 住宅宿泊事業ワンストップ相談窓口の運営 0.4億円 等</li> </ul>
受入環境の充実	27億円	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 観光関連事業者デジタルシフト応援事業 2億円</li> <li>■ 観光関連事業者による旅行者受入対応力強化支援事業 2億円</li> <li>■ 宿泊事業者向け省力化推進事業 1億円</li> <li>■ 多摩地域における宿泊施設の送迎車バリアフリー化支援事業 0.1億円 等</li> </ul>
魅力を高める観光資源の開発	23億円	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 多摩・島しょの新たな観光の魅力創出支援事業 2億円</li> <li>■ 東京の多様性を活かした観光まちづくり推進支援事業 1億円 等</li> </ul>
人材の育成・活用	11億円	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 観光ボランティアの活用 8億円</li> <li>■ 東京の観光への理解促進事業 0.2億円 等</li> </ul>
合計	81億円	

宿泊税充当事業の一覧は、主税局HPで公表しています。



## 教えて! タクちゃん



東京都内のホテルに宿泊する予定があるんだけど、制度が変わったら、宿泊税はいくらになるのか、考えておきたいな。



見直し後は、宿泊料金一人1泊13,000円未満の場合は課税が免除されるよ。宿泊税の計算方法は、宿泊料金(一人1泊)×3%に変更になるから、例えば、一人1泊の宿泊料金が15,000円の場合は、宿泊税は「450円」となるよ。

※現行制度は、宿泊料金一人1泊10,000円未満が課税免除額です。



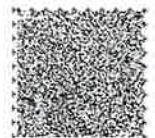
食事付きの宿泊の場合は、食事代分の宿泊税はどうなるの?



宿泊税でいう「宿泊料金」は、食事代などを含まない、いわゆる「素泊まり」の料金のことなんだ。食事や駐車場利用などの宿泊以外のサービスに相当する料金は含まれないよ。



宿泊税の見直しに関するQ&Aはこちらからご確認ください。



# 次号から「あなたと都税」はリニューアルします！

「あなたと都税」は、昭和45年から続く歴史ある広報紙です。特集内容やデザインなど、その時々ニーズに合わせて形を変えながら、都税の情報をわかりやすくお届けしてきました。



このたび、次号(第677号)より紙面をリニューアルし、月刊発行から季刊発行に変更します。ページ数は4ページから12ページへ拡大し、より充実した情報発信に努めてまいります。

次号は2026年6月1日発行予定の「夏号」です。引き続き、駅や金融機関に設置するほか、主税局HPでもご覧いただけます。これからも変わらぬご愛読をいただけますと幸いです。

バックナンバーはこちらからご覧ください。  
(平成24年以降のデータを掲載しています)



平成8年の記事にはタクちゃんのマンガが掲載されていました。



## お知らせ

### 自動車税納税通知書は5月1日(金)に発送します

令和8年度分の自動車税の納税通知書は5月1日(金)に発送します。納期限は6月1日(月)です。  
※令和8年4月1日より自動車税種別割は自動車税へ名称が変更されました。

☎：東京都自動車税コールセンター  
☎ 03-3525-4066  
(平日9時～17時)

### 固定資産税・都市計画税の納税通知書は6月1日(月)に発送します(23区内)

令和8年度分の固定資産税・都市計画税(23区内)の納税通知書は6月1日(月)に発送します。

☎：土地・家屋が所在する区を所管する都税事務所

### 固定資産税・都市計画税、不動産取得税の納税管理人制度をご存知ですか？

納税義務者が都内(固定資産税・都市計画税は23区内)に住所等を有しない場合は、納税に関する一切の事項を処理させる納税管理人を定める必要があります。

納税管理人を定めた場合は、「納税管理人申告書」を資産の所在地を所管する都税事務所にご提出ください。

なお、eLTAXでのお手続きも可能です。  
☎：【固定資産税・都市計画税】

資産の所在地を所管する都税事務所の固定資産税班

※23区外に所在する不動産については各市町村にお問い合わせください。

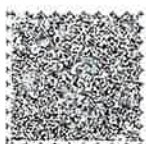
【不動産取得税】

資産の所在地を所管する都税事務所の不動産取得税班

### インターネット公売(動産・自動車・不動産等)を実施します

- 参加申込期間  
4月14日(火)13時～4月27日(月)23時
  - せり売り期間(動産・自動車)  
5月11日(月)13時～5月13日(水)23時
  - 入札期間(不動産等)  
5月11日(月)13時～5月18日(月)13時
- 公売は中止になることがあります。最新情報及び詳細は主税局HPをご確認ください。

☎：徴収部機動整理課公売班  
☎03-5388-3027

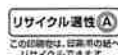


音声コード



東京HTT

検索



電力をHTT<④>減らす①創る①蓄める>する取組を進めましょう！ご協力をお願いします。

このマークは、目が不自由な方などのための「音声コード」です。専用の読上げ装置で読み取ると、記載内容を音声で聞くことができます。ページの端には、触覚により「音声コード」の位置を把握できるよう、半円の切欠きを入れています。

東京都主税局総務部総務課  
〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1  
電話 03-5388-2925  
印刷番号(6) 86 令和8年4月1日発行